



固定資産税の課税免除の概要	
対象事業者	<p>地域経済牽引事業計画の承認を受けたもので、投下固定資産額1億円以上の事業者            ※農林漁業関連業種については5千万円以上（プラスチック、食品関連、木材等。）</p> <p>※減免する固定資産税については、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地とする。償却資産については、所得税法施行令第6条第1号及び第2号又法人税法施行令第13条第1号及び第2号とする。</p> <p>1号：建物及びその附属設備（暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備）            2号：構築物（ドック、橋、岸壁、棧橋、坑道、煙突その他の土地に定着する土木設備又は工作物）</p> <p>1号及び2号以外の償却資産については、奨励金で対応</p> <p>※土地については、その取得の日の翌日から起算して、1年以内に建築着工すること。</p>
優遇措置	固定資産税の課税免除
適用範囲	3年間